

むつ都市計画 用途地域の変更 槌川目地区

むつ市都市計画審議会

日時 平成26年10月29日(水) 13:30～
場所 むつ市役所本庁舎 大会議室A

1. 素案説明会 参加者2名

平成26年5月14日



2. 素案への意見書受付(2週間) 意見書無し

5月15日～5月28日



3. 原案説明会 参加者0名

7月9日



4. 原案縦覧・公述人募集 縦覧者0名

7月10日～7月23日



5. 都市計画公聴会 公述人申出無しのため開催せず。

7月29日



6. 都市計画法第17条に基づく2週間の案の縦覧

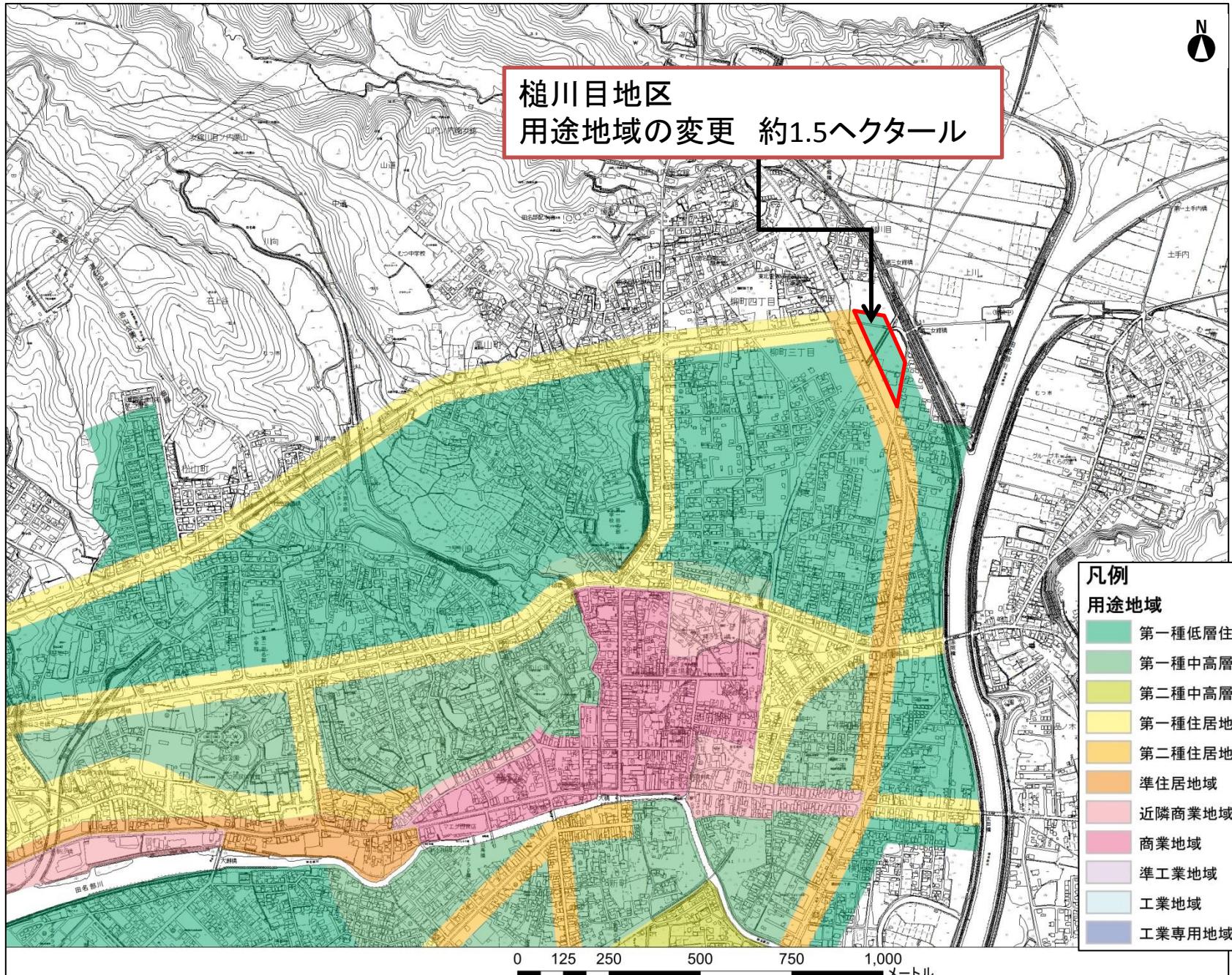
縦覧者・意見書無し

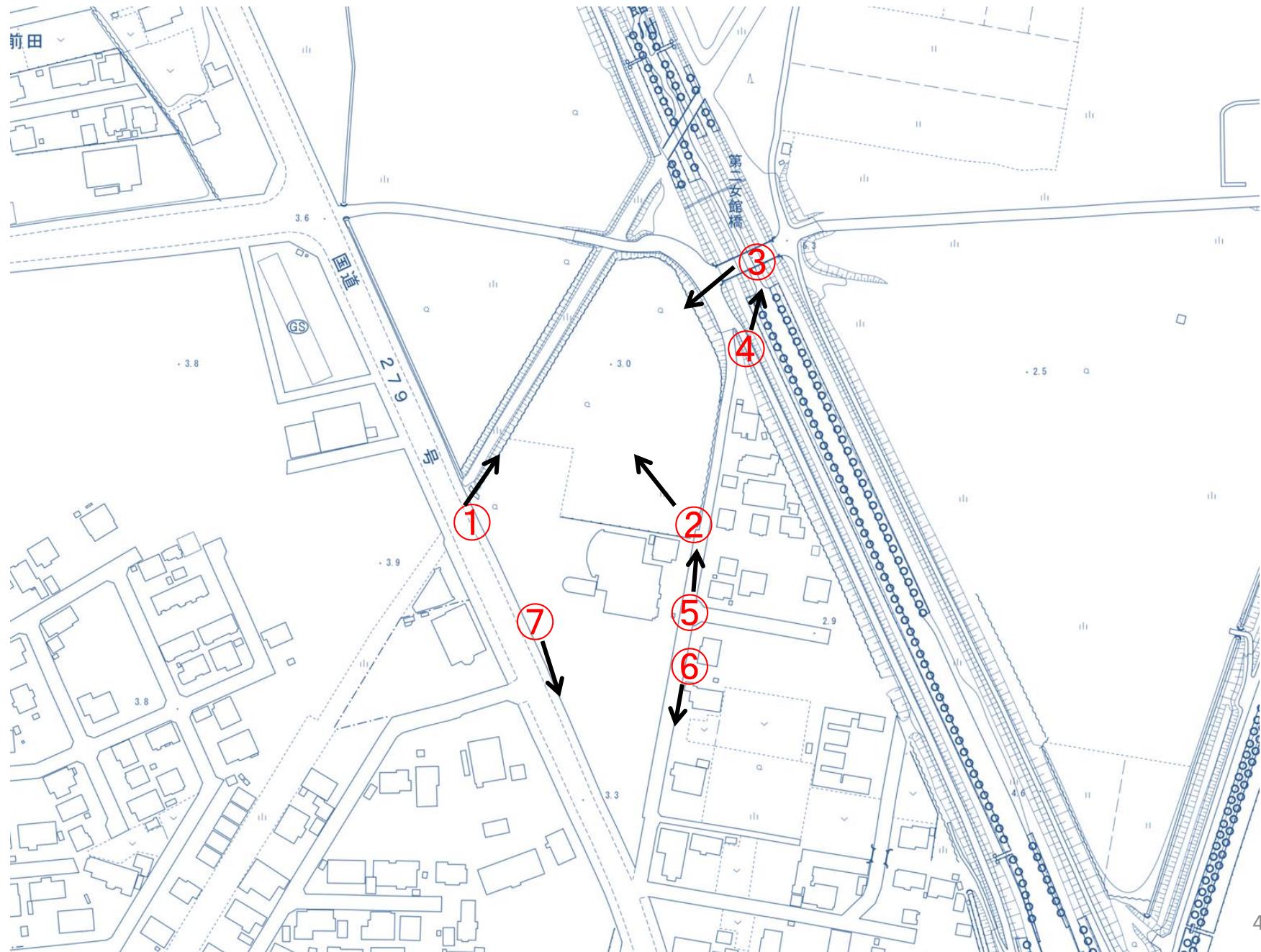
9月9日～9月24日



7. むつ市都市計画審議会 案審議

10月29日





①



②



③



④





都市計画として定める地域地区(都市計画法第8条)
の最も基礎的なものです。

良好な住環境の形成、住居・商業・工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的としています。

下記12種類ある用途地域のうち、②の**第二種低層住居専用地域**
を除いた11種類の用途地域をむつ都市計画区域に定めています。

- | | |
|----------------------|---------|
| ①第一種低層住居専用地域 | ⑦準住居地域 |
| ② 第二種低層住居専用地域 | ⑧近隣商業地域 |
| ③第一種中高層住居専用地域 | ⑨商業地域 |
| ④第二種中高層住居専用地域 | ⑩準工業地域 |
| ⑤第一種住居地域 | ⑪工業地域 |
| ⑥第二種住居地域 | ⑫工業専用地域 |

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。
小規模なお店や事務所をかねた住宅
や、小中学校などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。
病院、大学などのほか、1,500m²ま
での一定のお店や事務所など必要な
利便施設が建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施
設などの立地と、これと調和した住
居の環境を保護するための地域で
す。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等
が立地する地域です。
危険性、環境悪化が大きい工場のほ
かは、ほとんど建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。
小中学校などのほか、150m²ま
での一定のお店などが建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。
3,000m²までの店舗、事務所、ホテ
ルなどは建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。
病院、大学、500m²までの一定のお
店などが建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域で
す。
店舗、事務所、ホテル、カラオケボ
ックスなどは建てられます。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをする
ための地域です。
住宅や店舗のほかに小規模の工場も
建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店など
が集まる地域です。
住宅や小規模の工場も建てられま
す。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域で
す。
住宅やお店は建てられますが、学
校、病院、ホテルなどは建てられ
ません。

工業専用地域



工場のための地域です。
どんな工場でも建てられますが、住
宅、お店、学校、病院、ホテルなど
は建てられません。

- 12種類の用途地
域には、左記の色
が割り当てられて
います。

- 都市計画図上で、
土地に対する各
種用途地域の色
が確認できます。

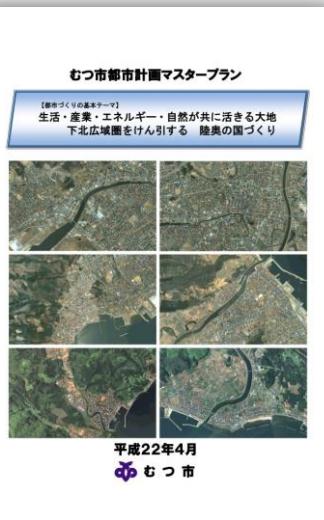
- 建築基準法により
建物用途などの
建築制限が適用
されます。

用途地域について

平成23年9月6日現在（むつ市）												
	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備 考
用途地域内の建築物の用途制限 ○：建てられるもの ×：建てられないもの ①、②、③、▲：面積、階数等 の制限あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	× 非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150m ² 以下	×	① ②	○	○	○	○	○	○	○	○	③
	店舗等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下のもの	×	① ②	○	○	○	○	○	○	○	○	③ ②2階以下
	店舗等の床面積が500m ² を超え、1500m ² 以下のもの	×	×	②	○	○	○	○	○	○	○	③ ②物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	③
	店舗等の床面積が3,000m ² を超え、10,000m ² 以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	③

- 用途地域と建築物の用途制限の関係を表しています。
- 建築物用途、規模、階数などが、用途地域の指定により制限されます。
- 表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。

都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的方針



むつ田名部地域 土地利用の方針

地域北東部の国道279号バイパスと国道338号バイパスが交差する地区は、下北半島縦貫道路のインターチェンジ接続箇所としての環境づくりを進めます。

地域づくりの課題

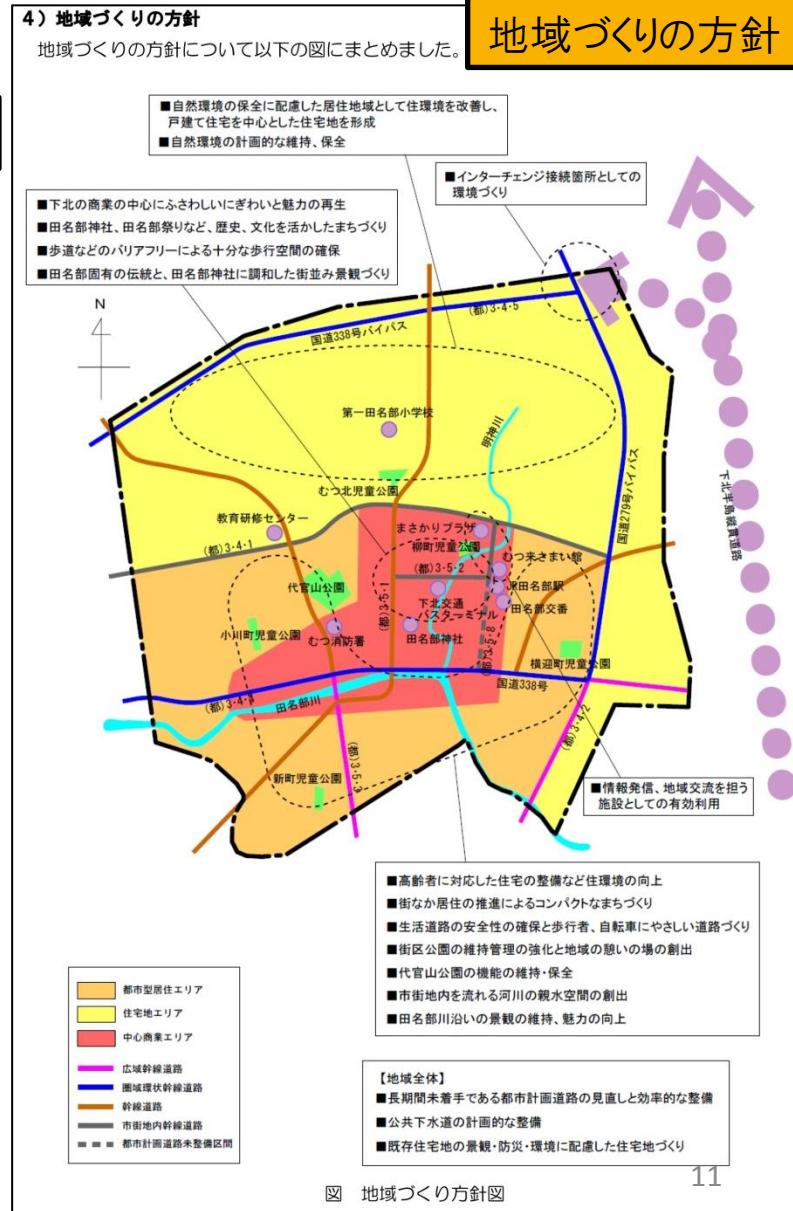
(2) 地域づくりの課題

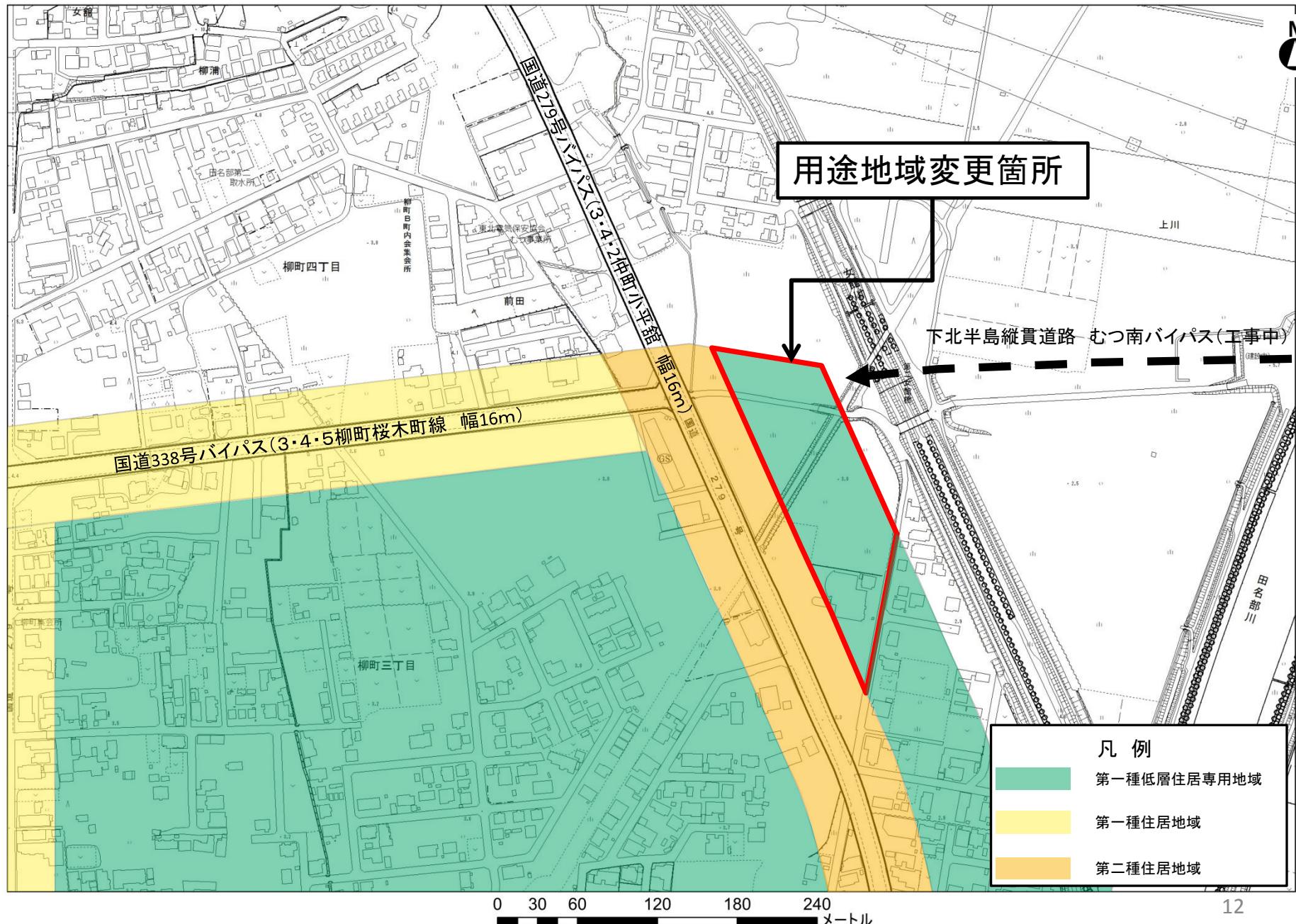
地域づくりの課題について以下の図にまとめました。



4) 地域づくりの方針

地域づくりの方針について以下の図にまとめました。





変更理由

むつ市都市計画マスタープランでは、下北半島縦貫道路むつ南バイパス、国道279号バイパス、国道338号バイパスが結節する箇所において、インターチェンジ接続箇所としての環境づくりを進めるとした土地利用の方針が定められています。

また、むつ市と青森県では「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」「防災機能」を併せ持った施設の立地による安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興を目的とした事業が進められています。

これらの都市の将来像の達成や地域振興、未利用地の有効活用のため、周辺に配慮した用途地域へと変更するものです。

樅川目地区

第一種低層住居専用地域

→ 第一種住居地域 約1.5ヘクタール

